国への政策提案 2024

SAGA Prefectural Government

【部局提案事項】

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し 上げます。

佐賀県では、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に、地域の価値と県民の誇りを次の世代に繋げ、佐賀から新時代を切り拓くため、各種施策に全力で取り組んでいます。

今日、多様性やAI化の進展など社会は絶えず変化し、気候変動や紛争等により世界の不確実性もますます高まっています。これから先の未来は、更に想像を超える変革が待ち受けているはずです。こうした時代の変革期だからこそ、地方自らが考え、主体性をもって新しい社会を創り出していく必要があります。

地方が自由な発想で未来を見据え、地域の実情に応じた行政運営をより一層進めていくため、令和7年度に向けて国の施策として取り組んでいただきたい項目を取りまとめました。

是非、実現に向けて御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和6年5月

佐賀県知事 山 口 祥 義

【危機管理・報道局】 原子力災害対策の強化	[内閣府・原子力	規制委員会]	•	•	•	2
【総務部】 広域通信制高校が提携する通信教育連携協力施設へ	の関与	[文部科学省]	•	•	•	6
高等学校に準じた教育を行う高等専修学校への財政						J
同分子は一个では日でコン同分子は、マンがは		文部科学省]	•	•	•	8
就学支援金制度の拡充		文部47子目] 文部科学省]				10
		【文印代子首】 【府・総務省】				12
・		[総務省]				13
法人の事業治動に心した抗能力の公十唯保 選挙における投票期間の設定		[総務省]				16
選挙運動のあり方の検討		[総務省]	•	•	•	18
【地域交流部】						
	内閣府・総務省・	国十交诵省	•	•	•	21
運転士確保に向けた制度改正		国土交通省				23
ウクライナ避難民等の自立・定住に向けた持続的な		「法務省」				25
外国人材の就労に係る日本語学習環境の整備		厚生労働省				27
外国人材の地域定着の推進		「法務省」				29
羽田空港発着枠の地方空港への配分		[四九初日] [国土交通省]				31
	法務省・財務省・					33
重要港湾の機能強化		[国土交通省]	•	•	•	35

目次

【文化・観光局】 埋蔵文化財の保存・活用のための基盤の整備	[文化庁]	•	•	•	39
宿泊・観光施設の高付加価値化事業の継続	[観光庁]	•	•	•	41
【県民環境部】					
災害ボランティアセンターへの支援拡充	[内閣府]	•	•	•	43
インターネット上の人権侵害行為の被害者を救済するための対策					
	・総務省]	•	•	•	46
運転免許証返納者へのタクシー運賃の割引補助制度の創設 [国	土交通省]	•	•	•	47
アスベスト事前調査に係る補助制度の拡充	[環境省]	•	•	•	49
最新の科学的知見を踏まえた原子力発電所の安全性向上 [原子力規	制委員会]	•	•	•	51
放射線監視体制の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	制委員会]	•	•	•	52
自然環境整備交付金の対象経費の拡充	[環境省]	•	•	•	53
離島における家庭ごみ等の収集搬送に要する費用への財政的支援	[環境省]	•	•	•	55
産業廃棄物処理施設の所有権等の確認	[環境省]	•	•	•	56
建設廃棄物の不適正処理の未然防止	土交通省]	•	•	•	58
地域脱炭素の促進に向けた地方自治体への支援拡充 「総務省	・環境省	•	•	•	59

【健康福祉部】	
新興感染症への対応力強化に対する支援 [内閣	閣官房・厚生労働省]・・・ 65
生活保護受給世帯の熱中症対策	[厚生労働省]・・・ 67
物価高騰等の社会情勢に応じた柔軟な報酬加算制度等の創設	
[こども家	尿庭庁・厚生労働省]・・・ 68
地域生活支援事業への十分な財政措置	[厚生労働省]・・・ 70
視聴覚障害者の情報アクセシビリティの向上	[厚生労働省]・・・ 71
国民健康保険のこどもに係る均等割保険料軽減措置の拡充	[厚生労働省]・・・ 73
水道事業の基盤強化に向けた支援策の充実・強化	[国土交通省]・・・ 74
障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保 [厚生労働	働省・こども家庭庁]・・・ 75
18/47	
【男女参画・こども局】	
困難や不安を抱える女性への支援に係る制度の充実	[内閣府]・・・ 77
企業主導型保育事業における学童の受入れ	[こども家庭庁]・・・ 79
児童心理治療施設の安定的運営のための暫定定員算出基準の	緩和[こども家庭庁]・・・ 81
こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援	[こども家庭庁]・・・ 84
こどもの居場所づくりに係る制度の充実	[こども家庭庁]・・・ 87
小児慢性特定疾病患者の成人後の支援	[厚生労働省]・・・ 89
保育施設整備の財源の確保	[こども家庭庁]・・・ 92

【産業労働部】					
商工業者の災害復旧及び防災対策に係る支援	[経済産業省]	•	•	•	94
再エネ由来余剰電力を活用した水素エネルギー社会の実現	[経済産業省]	•	•	•	96
半導体産業基盤の強化 「文部科学省・厚生	労働省・経済産業省	•	•	•	98
半導体分野の投資拡大に向けた社会資本整備の推進					
「内閣府・内閣官房・経済	産業省・国土交通省	•	•	•	100
農水産物等の輸出促進	[農林水産省	•	•	•	101
工業用水道施設の建設事業に対する支援	[経済産業省]				
					
【農林水産部】					
	[農林水産省・水産庁]	•	•	•	106
農水産業における飼料・燃料・肥料の価格高騰対策の充実強化[農林水産省・水産庁	•	•	•	108
園芸振興対策の強化	[農林水産省				
水田農業振興対策の強化	[農林水産省	•	•	•	116
畜産振興対策の強化	[農林水産省	•	•	•	119
中山間地域農業対策の強化	農林水産省	•	•	•	123
農業の担い手対策の強化	[農林水産省	•	•	•	125
農業の持続的発展に向けた支援の強化	農林水産省				
地域の将来を見据えた水利体系の再構築					
~国等が行う土地改良施設の再整備~	[農林水産省]		•	•	131
農業農村整備事業に係る当初予算の確保	[農林水産省	•			
	農林水産省・林野庁				
	農林水産省・水産庁				

【県土整備部】
強くて、しなやかな、佐賀の未来へ
~安全・安心に暮らせる強靭な県土の整備推進~
ダムの老朽化対策に向けた制度の拡充
都市基盤(市街地の形成)の整備推進
都市公園の整備推進
筑後川水系ダム群連携事業の推進
建築物の安全性の確保
地籍調査費の予算確保
所有者不明土地等の発生抑制・解消等
下水道施設の整備促進及び改築・更新
生活排水処理施設の整備促進
合併処理浄化槽の整備促進
農業・漁業集落排水施設の整備促進及び改築・更新

[財務省・国土交通省]	•	•	•	153
[財務省・国土交通省]	•	•	•	166
[財務省・国土交通省]	•	•	•	169
[財務省・国土交通省]	•	•	•	171
[財務省・国土交通省]	•	•	•	173
[財務省・国土交通省]	•	•	•	175
[財務省・国土交通省]	•	•	•	176
[財務省・国土交通省]	•	•	•	177
[財務省・国土交通省]	•	•	•	178
[内閣府・財務省]	•	•	•	179
[財務省・環境省]	•	•	•	180
「財務省・農林水産省]	•	•	•	181

目 次

【教育委員会事務局】				
きめ細かな指導体制確立のための教職員の定数改善[文部科学省]	•	•	•	183
教員確保のための処遇改善及び大学の定員増 「文部科学省」	•	•	•	184
教員業務支援員配置拡充のための財政支援 「文部科学省」	•	•	•	185
夜間中学の充実 [文部科学省]	•	•	•	186
日本語指導が必要な児童生徒に対する支援 「文部科学省」	•	•	•	187
外国語教育の充実のための財政支援 [総務省・財務省・文部科学省]	•	•	•	188
英語専科教員及び教科担任制加配教員の運用 [文部科学省]	•	•	•	189
大学等における人権教育の必修化 [文部科学省]	•	•	•	190
不登校対応等の推進 [財務省・文部科学省]	•	•	•	191
第三者委員会(いじめ重大事態・自死・学校事故)への財政支援				
[財務省・文部科学省]	•	•	•	192
特別支援学校の教室不足解消に向けた財政支援 「財務省・文部科学省」	•	•	•	193
特別支援学校の給食施設整備に係る財政支援 [文部科学省]	•	•	•	194
高校生等への修学支援制度の充実 「文部科学省」	•	•	•	195
市町村による主体的な支援員の配置等について [文部科学省]	•	•	•	197
障害のある児童生徒支援の充実 [総務省・文部科学省]	•	•	•	198
教育の情報化推進のための環境整備 財務省・文部科学省]	•	•	•	200
全国高等学校総合体育大会の参加資格緩和 [スポーツ庁]	•	•	•	201
学校給食費に係る保護者負担軽減のための継続的な財政支援 「文部科学省」	•	•	•	202

危機管理·報道局

SAGA Prefectural Government

原子力災害対策の強化

提案事項

内閣府・原子力規制委員会

- (1)原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定すると ともに、地方公共団体の意見を適切に反映すること。
- (2)緊急時モニタリングについては、より確実に実施できる体制整備のため、国において中期及び復旧期のモニタリングの在り方等の課題について検討を進め、速やかに原子力災害対策指針及びその補足参考資料を改定すること。
- (3)原子力災害医療の体制については、安定ヨウ素剤の更新配布手続きの更なる簡略化に向けて、国が 責任を持って対応すること。また、住民等の長期的な健康管理対策については、国が主体的に取り 組むこと。
- (4)避難が広域に及んだ場合に備え、他県との連携を含めた原子力災害対策、避難計画の更なる充実や、 避難行動要支援者等の避難対策の充実のための搬送体制の構築など国においても積極的に支援や調整に取り組むこと。
- (5)全国のどの原子力発電所においても起こりうる災害に、より迅速、かつ適切に対応するため、災害時に役割を担う本人が、平時のうちから土地勘を得るための現地確認をしたり、道府県が主催する原子力防災訓練に積極的に参加するなど、地域特性の理解に努めること。
- (6)住民に対する原子力災害対策に関する基本的な知識の普及啓発や避難計画の内容等の周知等について、国においても積極的に取り組むこと。
- (7)原子力災害対策重点区域(PAZ及びUPZ)内でとるべき防護措置に必要な経費及びUPZ外に おいて必要となる経費については、全て交付金の対象とし、国で確実に予算化を行うこと。
- (8) オフサイトセンターについて、国が設置や管理の主体となることを法令又はガイドラインに明記するとともに、オフサイトセンターや代替オフサイトセンターの整備等に必要な経費については、国 で確実に予算化を行うこと。
- (9)より迅速かつ円滑な避難ができるよう、原子力災害時の避難に使用する道路や港湾等のインフラ整備を するための新たな財源措置を講じること。

原子力災害対策の強化

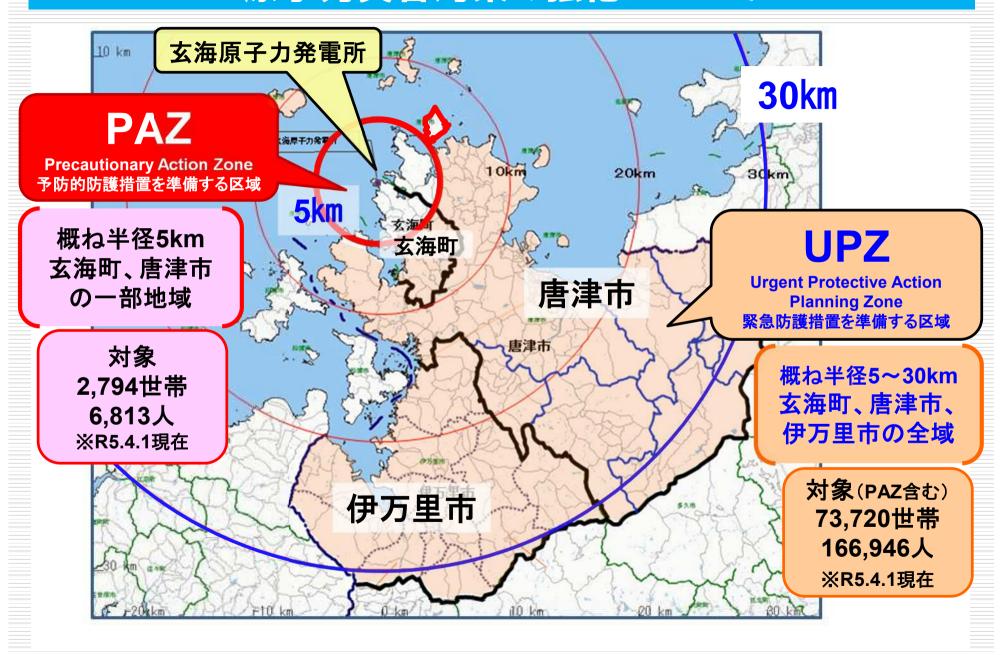
現状と課題

内閣府・原子力規制委員会

- 最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的な改定が必要。
- 原子力防災対策指針の補足参考資料「緊急時モニタリングについて」において、平成26年1月の 策定時から、中期及び復旧期のモニタリングの在り方の検討等が今後の課題として示されている ものの今日まで検討が進んでいない。
- 安定ヨウ素剤の事前配布については、薬剤の更新業務が継続的に発生し、住民や地方公共団体の負担が大きいため、更なる更新配布手続きの簡略化や不要となった薬剤を家族や本人が廃棄処分ができるよう回収手続きの簡略化を行うことが必要。
- 住民の避難範囲が広域に及んだ場合、避難行動要支援者の避難先が県内だけでは不足するとと もに、関係機関のみでは搬送手段が不足する可能性がある。
- 原発立地場所毎に地域特性があることから、国は各地の地域特性を災害時に備えてあらかじめ 理解しておくとともに、訓練には実際の災害時に役割を担う本人が参加し、災害対応の練度を 高めておく必要がある。
- 万が一の緊急時にスムーズな防護措置をとるためには、原子力災害対策に関する基本的な知識 について住民に十分な理解を得ることが重要。
- 防護措置に必要な経費やオフサイトセンター等の整備に必要な経費については、十分な対策ができるよう、今後も必要な経費について国が確実に予算化を行う必要がある。
- より迅速かつ円滑な避難を実施するためには、原子力災害時の避難に使用する道路や港湾等の インフラ整備が必要である。

原子力災害対策の充実・強化による地域住民の更なる安全の確保

原子力災害対策の強化について





SAGA Prefectural Government

広域通信制高校が提携する通信教育連携協力施設への関与

提案事項

文部科学省

広域通信制高校が提携する通信教育連携協力施設について、通信教育連携協力 施設の所在地である都道府県も関与できる制度を整備すること。

具体的には、広域通信制高校と提携した通信教育連携協力施設を利用する生徒にいじめによる重大事態が発生した場合に、通信教育連携協力施設の所在地の都道府県にも重大事態に関する情報が共有され、所在地の都道府県が調査結果に意見を述べることができるような仕組みを整備すること。

現状と課題

- いじめにより生徒の生命、心身などに重大な被害が生じた疑いがある重大事態の件数は全国的に増加傾向にあり、学校や関係機関が連携して生徒の支援や再発防止に取り組む必要性が高まっている。
- 都道府県の区域を越えて教育活動等を行う広域通信制高校は増加傾向にあり、生徒の学習等をサポートする通信教育連携協力施設を広範囲に展開している学校も多く存在する。
- 県内の通信教育連携協力施設を利用する生徒にいじめによる重大事態が発生した場合、学校から所轄庁への報告は義務化されているが、通信教育連携協力施設の所在地の都道府県は地元で発生した重大事態を把握できない。
- 所轄庁と通信教育連携協力施設の所在地の都道府県が連携して生徒の支援や再発防止に取り組めるよう、重大事態の発生報告が通信教育連携協力施設の所在地の都道府県にも共有され、所在地の都道府県が調査結果に意見を述べることができるような仕組みの整備が必要。

広域通信制高校で学ぶ生徒が安心して学習等に取り組める環境の確保

広域通信制高校が提携する通信教育連携協力施設への関与

広域通信制高校の通信教育連携協力施設(具体例)

佐賀県

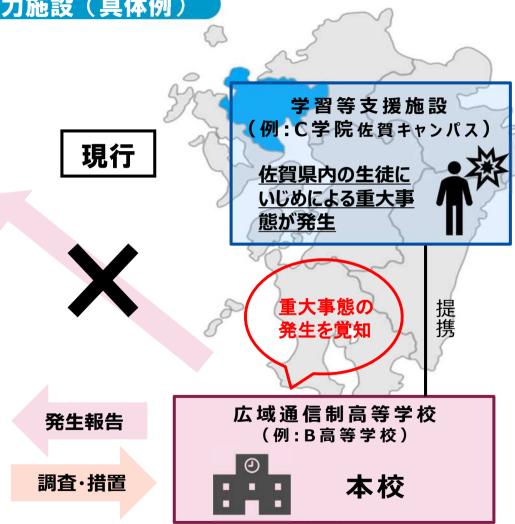
- 〇現行制度においては、いじめに よる重大事態の発生を把握で きない。
- ○県内の子どもたちを守るために も、一定の責任をもって関与す べき。



情報共有

A県(所轄庁)

- 〇広域通信制高等学校の設置 認可、指導・助言する立場。
- ○重大事態への対処、再発防 止のために、調査を実施し、必 要な措置を講ずる。



提案

広域通信制高校が提携する通信教育連携協力施設について、通信教育連 携協力施設の所在地である都道府県も関与できる制度を整備すること

高等学校に準じた教育を行う高等専修学校への財政措置の拡充

提案事項

総務省・文部科学省

高校中退者や中学校時代に不登校経験のある者、発達障害の可能性のある者を積極的に受け入れ、一人ひとりの個性を重視しながら、高等学校に準じた教育を行う高等専修学校について、今後も学びのセーフティネットとしての役割を果たしていけるよう、高等学校に準じた財政措置として、経常費助成費補助金の対象とするとともに、普通交付税の充実を図ること。

現状と課題

- 〇 令和4年度の中学校での不登校者数は、過去最多の約19万4千人となっており、全日制高校の生徒数が減少する中で、個性を尊重し多様化する生徒のニーズに応えることができる高等専修学校の入学者数は増加傾向にある。
- 〇 また、令和3年度の調査では、高等専修学校における発達障害の可能性があるなど困難を有する生徒の割合は22.5%となっており、高等学校での割合2.2%(令和4年度調査)と比較すると非常に高い。特に県内では、その割合が60%を超える学校も存在する。
- 当県では、柔軟な制度的特性を生かして、学びのセーフティーネットとして高等学校に準じた教育機会を提供するとともに、生徒の個性に応じた手厚いコーチングにより、大学進学や就職につなげ、社会に送り出している高等専修学校に対して、今日的な役割の重要性やニーズの高さに鑑み、高等学校に準じた高水準の運営費を支援している。
- 一方、現状の国の財源措置を高等学校と比較すると、高等専修学校は経常費助成費補助金の対象外となっており、また、普通交付税の基準財政需要においても、著しく低い状況にある。
- O 高等専修学校が今後も様々な困難を有する生徒の「学びたい」との思いに応えるセーフティネットと しての役割を果たしていけるよう、高等学校に準じた財政措置を講ずる必要がある。

学びのセーフティネットの機能の充実

高等学校に準じた教育を行う高等専修学校への財政措置の拡充

前期中等教育

後期中等教育

高等学校

高等教育

同じ教育段階への進学

中学校

公私立高校中退者



大学·短大 専門学校

同じ教育段階への進学

不登校経験者等

高等専修学校 ※大学入学資格付与指定校

県内における高等専修学校と高校の生徒数(人) / 2006年を基準とした増減率(%)



学校種	2006年	2023年	増減率(数)
高等専修学校	83	241	190% (158)
高校(全日制)	28,337	21,693	▲ 23% (▲ 6,644)
〔参考〕 中学校卒業者数	10,013	8,132	▲19% (▲1,881)

高等専修学校に対して、高等学校に準じた財政措置を講ずること

就学支援金制度の拡充

提案事項

文部科学省

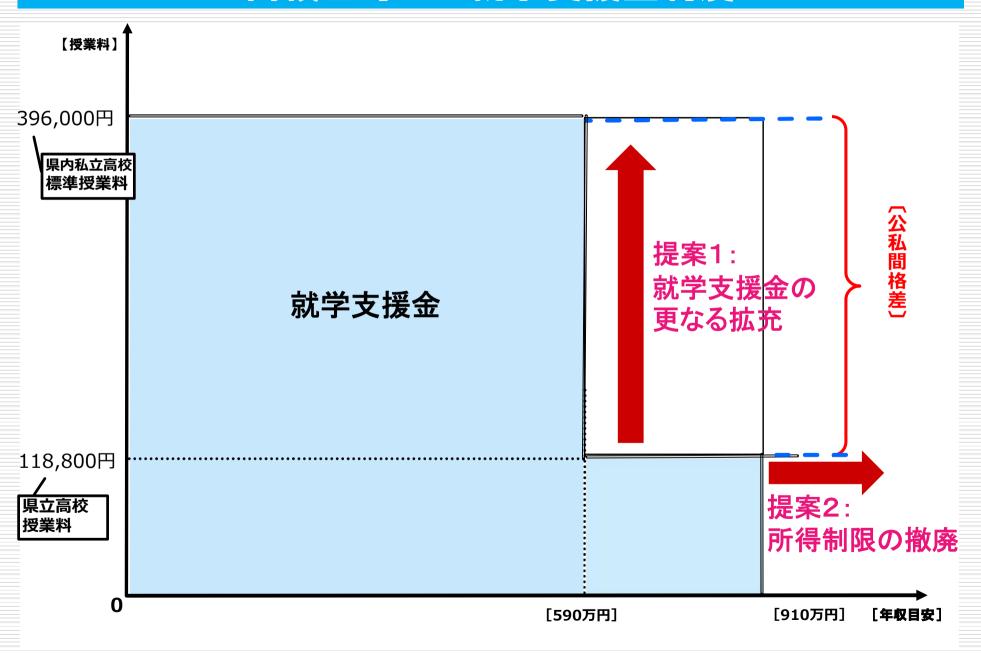
- (1)私立高等学校に通う生徒の就学支援金の更なる拡充を図ること。
- (2)将来的には、就学支援金の所得制限を撤廃すること。

現状と課題

- 〇 県内私立高校は、各々の建学の精神や特色等に共感した多様な生徒を受け入れて学び の場を提供し、公私協調のもと公教育の一翼を担っている。
- 〇 令和2年度からは、年収590万円未満世帯(当県の場合、私立高校生の約5割が該当) について授業料の実質無償化が実現したものの、公立高校と比べ、私立高校の生徒には 未だ授業料負担が残ることから、保護者及び学校関係者からは保護者負担の軽減に係る 施策の更なる拡充の要望がある。
- また、少子化の要因の一つとして、子育てや教育に係る経済的負担が大きいことが指摘されており、教育に係る公私間格差の是正は地域間で不平等が生じないよう国において政策的に取り組むべきと考える。
- さらに、就学支援金制度の見直しに係る法律改正にあたっての国会の附帯決議には、「教育は未来への投資であることに鑑み、就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒等に支給することができるよう必要な予算の確保に努めること」と明記されている。

教育の機会均等の確保

高校生等への就学支援金制度



地方財源の充実と地域経済を支えるための財政支援

提案事項

内閣府・総務省

- (1)地方一般財源総額の一層の充実を図ること。
- (2)地域間の税財源の偏在是正を図ること。
- (3)物価高騰の影響を受ける地域経済を支えるため、国の責任において地方への十分な財政支援を行った上で、必要な経済対策を機動的に講じること。

現状と課題

- 子ども・子育て支援施策の強化に伴う経費の増加、社会保障関係経費や人件費の増加、物価高に伴う物件費の増加が見込まれる中、安定した財政運営のためには、令和7年度以降も一層の地方一般財源総額の充実を図ることが必要。
 - ※ 国税収入は3年連続過去最高となっており、令和6年度の名目、実質成長率は、それぞれ3.0%、1.1%程度のプラス成長となる見込み。
- 地方財政における財源不足は改善傾向にあるものの、地域間の税財源の偏在 は依然として大きく、更なる是正が必要。
- 物価高騰対策は、全国一律での対策に加え、地域経済の状況に応じ事業者 等へのきめ細やかな支援を行うため、財源の更なる充実が必要。

安定した財政運営のもと、物価高騰対策をはじめとする喫緊の課題や 少子高齢化、地方創生などに対応し、県民生活の安定・向上を図る

法人の事業活動に応じた税配分の公平確保

提案事項

国際課税ルールの見直しの考え方を踏まえ、PE(恒久的施設:人的設備・物的設備・事業の継続性の3要件を満たす事務所・事業所)がない地方団体においても、売上高に応じた分割基準の見直しなどを通じて、法人事業税を課税できるようにすること。

現状と課題

- 法人事業税は、法人の事業活動と地方団体の行政サービスとの受益関係に着目し、税負担を求める応益原則を理論的根拠とした税であり、PEが所在する地方団体において税を課税する。
- しかし、デジタル技術を活用して国境・都道府県境を越えて行われる取引等による事業 活動が拡大しており、このような事業活動を行っている法人も地方団体が提供するインフ ラや行政サービスを享受しているが、PEがない地方団体は法人事業税を課税できない。
- 国際的には、令和3年10月の0ECD/G20「BEPS包括的枠組み」において、市場国に物理的拠点を置かずにビジネスを行う多国籍企業に対して、市場国で課税を行えるようにするなどの経済のデジタル化に伴う国際課税原則の見直しなどが合意された。
- 具体的には、売上高に応じた市場国への新たな課税権を配分するものであるが、この見 直しの考え方を踏まえれば、PEがない企業にも売上高に応じて課税が可能となる。

デジタル技術を活用して都道府県境を越えて行われる取引等が拡大している中、国内においても、事業活動の実態を踏まえ、行政サービス等を享受している地方団体へ税収を帰属させることで、税配分の公平性を確保する

【例示】法人の事業活動に応じた税配分の公平確保

現状

ECサイト等により都道府県境を超えた取引等を行う法人へ課税できない

✓ インターネットを介するなどにより商品・サービスの取引等が国境・都道府県境と越えて行われる経済のデジタル化が進展する中、ECサイト等により都道府県境を超えた取引を行っている法人は、PEを設けることなく事業活動ができる。



● 税収は本社のある地方団体Bのみに帰属し、地方団体Aへの税収はゼロ

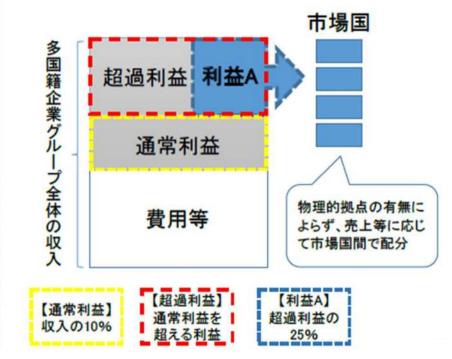
是装

利用者のいる都道府県においても、法人の売上高に応じた分割基準の 見直しなどを通じて、法人事業税を課税できるようにすること

(参考)新たな国際課税ルール(市場国への新たな課税権の配分)について



- ▶「課税対象(scope)」は、売上高200億ユーロ (約2.6兆円)超、<u>利益率10%</u>超の大規模・高 利益水準のグローバル企業(全世界で100社 程度)
- ▶大規模な多国籍企業グループの利益率10% を超える超過利益の25%を市場国に配分



※財務省資料を一部加工

選挙における投票期間の設定

総務省

提案事項

当日投票の原則を見直し、一定の投票期間を設定することについて検討すること。

現状と課題

- 国政選挙や地方選挙の投票率は全国的に低下傾向、投票率の向上が喫緊の課題。
- 期日前投票は、平成16年の制度開始以降利用者が増加傾向にあり、令和4年の参議院議員通常選挙(選挙区)では、当県でも投票者の約4割が利用。
- 有権者がさらに投票しやすくするため、期日前投票のような例外的な制度ではなく、一定の投票期間(例えば1週間程度)に投票することを一般化して、期間内であれば、誰でもいつでも投票できるようにすることも考えられる。

投票率が向上し、より多くの民意を政治に反映

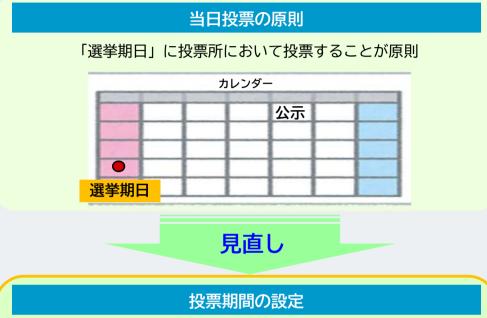
選挙における投票期間の設定

投票率の推移 (参議院議員通常選挙選挙区)



投票者に占める期日前投票の割合

令和4年参議院	完議員通常選挙
全国	35.88%
佐賀県	39.90%





煶梊

一定の投票期間を設定することについて検討すること

選挙運動のあり方の検討

総務省

提案事項

選挙運動のあり方について、時代に応じた見直しを検討すること。

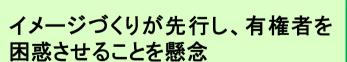
現状と課題

- 平成25年にインターネットによる選挙運動が解禁。有権者と候補者が時間や場所の制約なく、直接コミュニケーションをとることが可能に。
- 一方、インターネットやSNSの存在感が高まると、政策論議よりも候補者のイメージづくりが過度に重視されたり、誹謗中傷の書込みや候補者と偽る「なりすまし」行為も懸念される。
- 選挙ポスターについては、候補者が手作業で掲示板に貼り付けるなどアナログ な方式のまま。また、候補者と関係のない写真等が掲載される事例もあり、 有権者が困惑するケースも。
- 選挙運動については、ネット選挙運動の重要性の高まりやデジタル技術の 進展等も踏まえ、時代の変化に応じた新たなルールについて検討が必要。

選挙運動のあり方を検討する時期

選挙運動のあり方の検討







誹謗中傷の書込みや候補者と偽る 「なりすまし」行為を懸念

提案

選挙運動のあり方について、時代に応じた見直しを検討すること

地 域 交 流 部

SAGA Prefectural Government

中山間地域・離島等の条件不利地域の振興

提案事項

内閣府・総務省・国土交通省

地域の消滅が懸念される中山間地域や離島等について、地域が存続し地域住民が自身の地域に愛着と誇りを持ち将来にわたり心地よく暮らしていけるよう、 条件不利地域の実情に鑑みた支援制度を設計すること。

具体的には、条件不利地域における起業や主要産業である農業や漁業からの 業態転換など、地域資源の磨き上げや課題解決等に取り組む自発的な動きを後 押しする支援制度の大幅な充実や見直しを図ること。

現状と課題

- 条件不利地域が有する多面的・公益的機能は、その地域住民によって支えられており、そこに住み続けたいと思う地域住民が主体となって自発的・継続的に課題解決等に取り組むことが必要である。
- しかしながら、都市地域と比べ人流が少ないことにより取組の継続が難しい ことや財政負担の問題で苦慮している。(入口のみでなく、伴走支援も必要) (具体例:デジタル田園都市国家構想交付金)
 - ・デジタル技術の活用が採択要件となっており、条件不利地域における取組にとってハードルが高い
 - ・離島への移住や離島における起業は、本土と比較して取組に要する経費が割高となるため、現行の補助率や上限額が割りに合わない 【地方創生起業支援事業…補助率1/2・上限額200万円】

住民主体の自発的な取組の実現により、中山間地域や離島等が光輝く地域に

中山間地域・離島等の条件不利地域の振興

離島における起業(業態転換)の事例



業態転換

漁獲高の低迷、魚価の低下



空き家をリノベーションした ゲストハウスやカフェ



デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生起業支援事業)

対象要件 デジタル技術の活用(R5~追加)

高齢な島民、交流が大切な島民にとって 「デジタル技術の活用」は高いハードル

上限額

最大200万円

離島は本土と比較して 家財撤去や工事費が割高

- ●活用しづらい
- ●県独自の補助

提案

地域資源の磨き上げや課題解決等に取り組み自発的な動きを後押しする 支援制度の大幅な充実や見直し

運転士確保に向けた制度改正

総務省・国土交通省

提案事項

公共交通機関(路線バス、コミュニティバス等)の運転士確保のために交通事業者に自 治体の任期付職員派遣が可能となるよう「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等 に関する法律」(以下、「法」という。)の所要の改正を行うこと。

- (1)職員を派遣することができる公益的法人に公共交通機関を運行する株式会社等の交通事業者を追加 すること。(第2条関係)
- (2)任命権者の要請に応じて職員が退職し、特定法人の役職員として、引き続き在職する場合において、 公共交通機関を運行する交通事業者(株式会社等)については、出資要件を撤廃し、退職せずとも 職員を派遣できるよう所要の改正を行うこと。(第10条関係)
- (3)法の趣旨として、任期付職員の派遣は想定されていないが、新たな運転士が確保されるまでの一定期間において応急的に自治体の任期付職員の派遣を可能にすること。

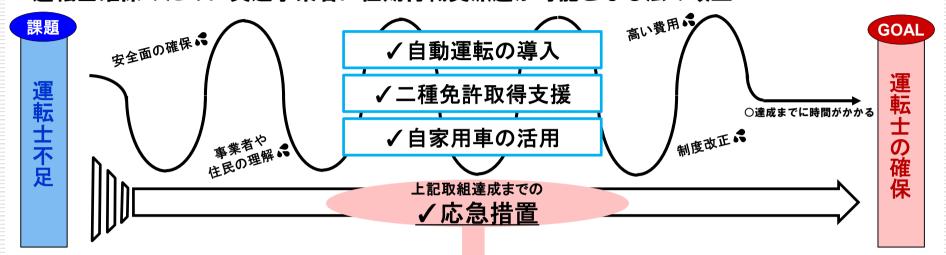
現状と課題

- バス・タクシー業界では長時間勤務、低賃金などの勤務環境問題で慢性的な運転士不足が続いている。
- 2024年4月から厳格化される「改善基準告示」に対応するため、交通事業者は減便や路線廃止せざる を得ず、地域の人々の移動手段の確保が困難な状況。
- 運転士不足に対して「自動運転の導入」、「二種免許取得支援」、「自家用車の活用」などの対策が 進められているが、速効性はなく課題解決までには一定の時間がかかる。

交通事業者に自治体採用の職員を派遣可能にすることで運転士を確保し公共交通の確保維持につながる

運転士確保に向けた制度改正

運転士確保のために交通事業者に任期付職員派遣が可能となる法の改正





ウクライナ避難民等の自立・定住に向けた持続的な支援の実施

法務省

提案事項

ウクライナ避難民等の在留が長期化する中で、自立・定住に向けた持続的な支援 措置を実施していくこと。

現状と課題

- 入管法改正により、令和5年12月に制度化された補完的保護対象者のための 定住支援プログラムが開始され、日本語の基礎教育や、生活ガイダンスなど が実施されている(令和6年4月~)。
- 在留資格「定住者」が付与される補完的保護対象者の自立・定住のためには、 生活の基盤となる就労が不可欠。同プログラムの実施は半年~1年に限られ るため、プログラム終了後においても、日本語教育や職業訓練、求職活動へ の援助等、就労に向けた継続的かつ制度的な支援が必要。
- また、就労と並行して、ウクライナ避難民等が、安定的に潤いある生活を送ることができるよう、自治体やCSOが行っている自立・定住支援の取組についても、継続が可能となるよう、国において必要な支援措置を講じることが不可欠。
 - ・ウクライナ避難民等の自立・定住に向けた持続的な支援の実施
 - ・地域の多様化や多文化共生の地域づくりの促進

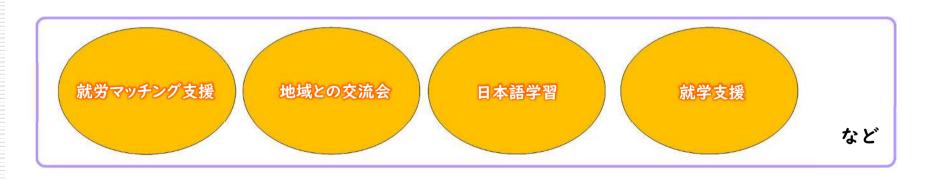
ウクライナ避難民等の自立・定住に向けた持続的な支援の実施

補完的保護対象者等のための定住支援プログラムの概要

	補完的保護対象者向け	条約難民向け			
日本語教育	572授業時	間(A1~B2レベル)			
生活ガイダンス	120授業時間(制度・習慣など)				
生活援助金	生活費・医療費・	住居費・定住手当の支給			
就職促進のための援助金	<u>なし</u>	訓練受講援助費、職場適応訓練費、 雇用開発助成援助費、広域求職活動援助費、 移転援助費 ※都内にある支援センターへの通所が可能な者に限る			



条約難民向けプログラムで実施されている就職促進のための援助金 の支給は、補完的保護対象者向けプログラムでは実施していない。



ウクライナ避難民等の自立・定住に向けた持続的な支援が不可欠

外国人材の就労に係る日本語学習環境の整備

法務省、厚生労働省

提案事項

外国人材が、日本での就労に必要な日本語の学習環境を整備するために、 オンラインコンテンツの拡充を図ること。

現状と課題

- 県内の在住外国人数は、外国人労働者を中心に過去最多となっており、技能 実習及び特定技能制度の見直し等により、今後も外国人材の増加が見込まれる。
- 新制度は、その目的に、これまでの「国際協力」から、人手不足分野における「人材確保」を明確に位置付け、外国人材に対し、就労開始前に一定の日本語能力を求めるなど、就労における日本語習得の必要性がより高まっている。
- 一方で、外国人材が就労に必要な日本語や基本的マナー等を学ぶ機会は限られており、受入れ企業が職場で実施する日本語教育についても、企業側の 異文化理解や体制等の面から、内容の充実や継続性に限界がある。
- 日本語学習において、時間・場所を問わないオンラインツールは有用なものの、既存コンテンツの内容は「日常生活」向けが中心であり、外国人材に必要な「就労」向けではない。
 - ・誰もが働きやすい環境の整備、事業者における外国人材受入れの負担軽減
 - ・外国人材の定住・定着の促進、多文化共生社会の実現

外国人材の就労に係る日本語学習環境の整備

●技能実習制度の見直し(案)概要

	【旧】技能実習制度	【新】育成就労制度(案)
目的	人材育成による <u>国際協力</u>	人材育成· <u>人材確保</u>
期間	最長5年 (帰国が前提)	3年で特定技能1号まで育成 (<u>中長期就労視野</u>)
日本語能力 の要件	— (介護のみ要件あり)	【就労開始前】A1相当以上の試験合格 【受入1年経過時】A1相当以上の試験受験 【特定技能移行時】A2相当以上の試験受験

[※]育成就労制度において、国の責務として、日本語能力を測る試験の受験機会の確保の検討や日本語教材の開発等が示されている。

●文化庁が提供する日本語学習オンラインコンテンツの整備状況

分野	整備状況	(※)就労に必要な日本語の例
日常生活	整備済	・遅刻・欠勤の連絡が適切にできる ・一時帰国など、長い休暇の許可を求めることができる
就労(※)	未整備	・打合せや会議の連絡を聞いて、日時・場所を理解できる ・自分にかかってきた内線電話に対応できる

就労に必要な日本語を一定程度学習・習得することで、職場環境へのスムーズな適応につながるともに、企業の受入れ負担も軽減される。

提案

今般の制度見直しの趣旨を踏まえ、日本での就労に必要な日本語学習の 環境を整備するため、オンラインコンテンツの拡充を図ること

外国人材の地域定着の推進

提案事項

法務省

技能実習制度等の見直しに際しては、外国人材の地域定着を推進するため、 地方自治体の取組に資する必要な支援措置を講じること。

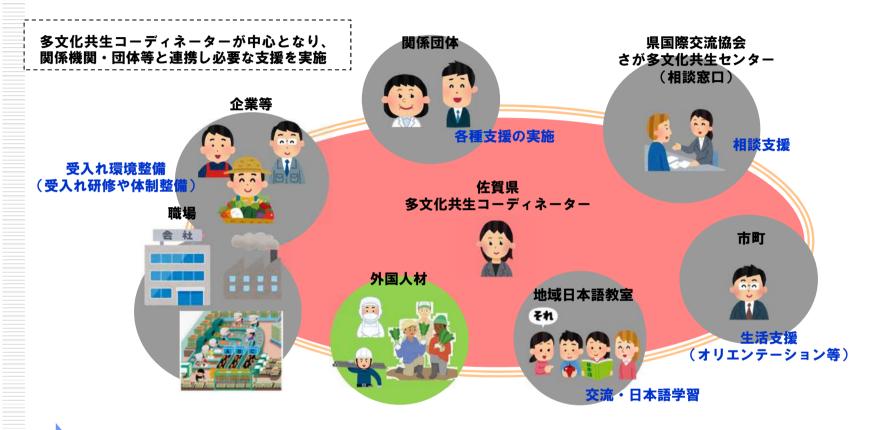
現状と課題

- 佐賀県では、多文化共生コーディネーター等の人材を活用し、外国人材向けの生活支援や、受入れ企業等に対する研修などの伴走支援等をパッケージで行うことにより、外国人材の地域定着を推進している。
- 技能実習制度等の見直しに伴い、今後多くの外国人材の流入が見込まれるため、当県の取組も全域に広げていく必要があるが、県内の人材だけでは、地域・企業のニーズに対し十分な対応が困難である。
- このため、多文化共生コーディネーターのような外国人材の地域定着に資する人材を、安定的に確保・育成するための標準的プログラムの構築や必要な財政措置が必要である。

外国人材の地域定着により、地域における労働力の確保、地域の多様化や グローバル化など、多文化共生の地域づくりが促進

外国人材の地域定着の推進

佐賀県が実施する外国人材向けの生活支援・受入れ企業等に対する伴走支援



取組を県全域へ拡大していくためには、外国人材の地域定着に資する人材の確保・育成が不可欠

県宝

技能実習制度等の見直しに際しては、今後の外国人材の流入を見据え、 外国人材の地域定着に資する人材の安定的な確保・育成のための標準的 プログラムの構築や必要な財政措置等を講じること

羽田空港発着枠の地方空港への配分

提案事項

国土交通省

- (1)羽田空港は地方への移動の起点として、国内外の活力を地域に波及させる 重要な役割を担っていることから、地方空港の発着枠を充実させること。
- (2)地方空港への配分にあたっては、地域の拠点空港の機能を代替できる空港 に対して、羽田空港の発着枠を優先的に配分すること。

現状と課題

- 国内線ネットワークの拠点空港である羽田空港国内線は、国内だけでなく 訪日外国人の地方への重要な移動手段となっており地域の発展に必要不可欠。
- 国が目標としている2030年の訪日外国人客数6,000万人達成のためには、 羽田空港から地方へのネットワークを充実させる必要あり。
- 九州佐賀国際空港は、北部九州の中心にあり、九州各地への交通アクセスに 優れている。
- 近接する福岡空港の機能を代替することが可能な地理的条件。福岡空港は 混雑空港で運用時間が22時までの制限があり、ダイバートも発生。

九州の中心である九州佐賀国際空港を起点とした、九州全体の発展

羽田空港発着枠の地方空港への配分

九州佐賀国際空港は北部九州の中心に位置

福岡空港 鳥栖JCT 佐賀 九州佐賀 国際空港

- <九州各地へのアクセスに優れている>
- ·鳥栖JCTは九州自動車道と長崎·大分 自動車道の交通結節点
- ・有明海沿岸道路によって福岡県南西部 とつながる

コロナ前までは過去最高の利用者数を更新





5便



4便

- ・コロナ前までは全体利用者、羽田便ともに 過去最高の利用者を更新
- ・便数や路線の拡大は地方にとってのエンジン

持続的な空港の受入れ体制づくりへの支援

提案事項

法務省・財務省・国土交通省

- (1)入国審査官の増員やバイオカート※1の再稼働を含め、出入国管理体制の充実を図ること。※1:審査待ち時間を活用して個人識別情報を事前に取得するためのシステム
- (2)空港業務(グランドハンドリング、保安検査、給油等)を担う事業者が持続 可能な運営体制となるよう、地方自治体の取組に国が財政的支援を行うこと。
- (3)空港のDX化の推進に当たり、九州佐賀国際空港を実証フィールドとすること。

現状と課題

- 九州佐賀国際空港は将来を見据え、平成28年度から給油体制の強化・維持のため、 給油事業者に対し給油作業員の確保にかかる費用を補助。加えて、令和元年から はANAのイノベーションモデル空港として、様々な技術検証を行っており、DX 化の高いポテンシャルを有する。
- 空港業務を担う事業者において全国的に人材不足。国においては「持続的な発展 に向けた空港業務のあり方検討会」で空港業務の人材確保やDX化、地方自治体の 関与などについて中間とりまとめを発表。
- 佐賀県は、空港業務を支える担い手を安定的に確保するため、全国に先駆けて令和5年度から空港業務事業者の人材確保等に対する支援を実施中。

持続可能な空港受入れ体制の構築

持続的な空港の受入れ体制づくりへの支援

コロナ前 (H30)

国際線利用者は近隣空港 (熊本、大分、長崎など)を 上回る実績 コロナ禍

航空需要の激減 空港業務事業者の 離職が急増 現在

人員不足が継続し、空港の受入れ 体制が十分ではない。

コロナ前の取組

給油体制強化



イノベーションモデル空港



リモコン式航 空機牽引機器



手荷物積み付けロボット

など

コロナ禍での取組



全日空グループ社員の受入れ

検疫(ヒト)への 支援

県職員等の派遣による検疫業 務の支援

※県職員等の派遣による国際線ハンド リング業務の支援体制を整えたものの、 当該国際線が再開せず未実施 空港業務の持続的発展に 向けたビジョンの実現には 国の財政的支援が必要

> 補助金等による地方 自治体の関与

(例) 人件費補助







先進技術の導入

(例) 省人化設備の設置







電子申告ゲート

出典

出入国在留管理庁HP(https://www.moj.go.jp/isa/index.html) 税関HP(https://www.customs.go.jp/index.htm)

重要港湾の機能強化

提案事項

国土交通省

- (1)重要港湾の機能強化について
- 伊万里港臨港道路久原線の4車線化事業について、必要な予算を確保する こと。また、臨港道路久原瀬戸線の予防保全を推進すること。
- 唐津港妙見地区の物流機能の回復と強化を推進するとともに、東港地区 航路・泊地の水深確保を図ること。

現状と課題

- 臨港道路久原線は、伊万里団地の立地企業に係る物流や人流、また七ツ島地区と往来するコンテナ車両など港湾関連の輸送のため、暫定2車線で供用している。近年、半導体産業の投資が進んでおり、臨港道路を早期に4車線化することが必要。
- 重要港湾における国有港湾施設は、特に利活用が多い主要な施設であるが、 老朽化が進み利用制限しながら供用するなど、早急な大規模補修が必要。
- ・伊万里港はコンテナ貿易をはじめとして背後圏の地域産業の活性化に寄与
- ・唐津港は物流基地、観光の海の玄関口及び災害時の防災拠点として機能発揮
- ・港湾物流を支える社会インフラの計画的かつ効率的な維持管理・更新の実施

重要港湾の機能強化



重要港湾の機能強化



提案

唐津港妙見地区の物流機能の回復と強化を推進すると ともに、東港地区航路・泊地の水深確保を図ること 物流、観光及び災害時の防災拠点として機能発揮

文化・観光局

SAGA Prefectural Government

埋蔵文化財の保存・活用のための基盤の整備

提案事項

文化庁

- (1) 埋蔵文化財専門職員の育成・技術修得のための国による仕組みづくりや研修の実施
- (2) 自治体を実証フィールドとした埋蔵文化財発掘調査に係るデジタル記録類 の保管及び活用スキームの構築

現状と課題

- 少子化及び大学教育の多様化の中で、埋蔵文化財発掘調査に関する専門的で 高度な知識・技術を教えることが難しくなっている。
- 自治体職員に対する研修としては、奈良文化財研究所の研修があるが、発掘 調査技術を総体的に高める基礎的なカリキュラムがない。
- 埋蔵文化財発掘調査における写真・図面は、デジタル化が進んでいるが、 自治体がそれぞれの方法で保管するに留まり、自治体相互や研究機関に共有され、 活用・研究できる環境にない。
 - ・埋蔵文化財専門職員の知識・技術が維持され国民共有の財産である文化財が 適切に保存・活用
 - ・記録類のデジタル化が進み、利便性が高まることで活用・研究が促進



発掘調査技術を総 体的に高める基礎 的な研修がない

国(文化庁)が関与

埋蔵文化財の保存・活用 のための基盤の整備

育成・技術修得の ための仕組みづくり や研修の実施



デジタル記録類の保管・ (自治体を実証フィールドに)



○知識·技術 の取得促進 埋蔵文

化財

0

保存

活

用

推

進

○体制の充実



- やすい環境の 整備
- ○利便性の 向上
- ○活用·研究



相互共有でき ず活用・研究 できない

の促進

宿泊・観光施設の高付加価値化事業の継続

提案事項

観光庁

観光地の"稼ぐ力"を強化するために、「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」を継続すること。

現状と課題

- 観光客数はコロナ前の水準に回復しつつあるが、長引いたコロナ禍の影響に伴 う人材不足の状況が続いている。
- 県内観光地においても、収益力強化に向けた高付加価値化の取組を進めているが、エリア・テーマ設定や地域の巻き込み、ビジョン・コンセプトとの一貫性、経営強化など課題も多く、また地域によって取組や理解の進行にも差があるため、それぞれの実情に応じた幅広い支援・後押しが求められる。
- 高付加価値化事業を実施した事業者から収益力が向上した等という声が多数あがっており、実施できなかった事業者も含め、事業継続のニーズが高まっている。
- 地域観光産業の"稼ぐ力"を強化するためには、まだまだ磨き上げが必要であり、今後も、観光事業者の高付加価値化への挑戦に時期を逃さず対応していく必要がある。

高付加価値化事業を継続することで、より多くの観光事業者の取組を後押しする ことができ、観光地の一体的な磨き上げにつながる。